

## 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年蕨市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第9項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第10項中「乗じる割合」の次に「又は給与条例第16条の6第2項第1号に規定する勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に乗じる割合」を加える。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第5項中「乗じる割合」の次に「又は給与条例第16条の6第2項第1号に規定する勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に乗じる割合」を加え、同条第7項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年蕨市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）」を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄